

# ヤンゴン日本人学校 運営委員会 規則

## 第1条（目的）

本運営委員会は、ヤンゴン日本人学校（以下「日本人学校」という）及びヤンゴン日本人学校幼稚園（以下「日本人幼稚園」という）を管理・運営する為に設置される。

## 第2条（管理・運営責任）

本運営委員会は、ヤンゴン日本人会に帰属する日本人学校及び日本人幼稚園に対する管理・運営責任を負う。

## 第3条（事務局・事務局長）

本運営委員会の事務局を日本人学校内に置き、事務局は本運営委員会に関する一切の事務を行う。

事務局長には、日本人学校教頭がその任につく。事務局長は運営委員会に出席し、運営委員会の議事を進行し、出席運営委員の確認の下、議事録の作成を行う。

## 第4条（運営委員会の構成、運営委員、運営委員長）

本運営委員会は、次の5名の運営委員によって構成される。

- ・在ミャンマー日本国大使館代表
- ・ヤンゴン日本人会 会長
- ・ヤンゴン日本人会教育担当（兼日本人幼稚園園長）
- ・日本人学校長
- ・日本人学校PTA会長

本運営委員会の運営委員長には、ヤンゴン日本人会会長がその任につく。

## 第5条（監事）

本運営委員会の監事には、運営委員会が専門性のある者を任命する。監事は、本校の財産及び出納を監査し、その結果を運営委員会に報告する。

## 第6条（運営委員会の決議事項）

次に掲げる事項について、本運営委員会の決議を得るものとする。

- ① 日本人学校規則、日本人幼稚園規則及び本規則の制定及び改正
- ② 日本人学校規則、日本人幼稚園規則及び本規則に基づく細則の制定及び改正
- ③ 現地採用教職員の任免に関する事項
- ④ 日本人学校・日本人幼稚園の予算及び決算に関する事項
- ⑤ 基金・寄附金及び借入金に関する事項
- ⑥ 重要な資産の取得、処分に関する事項

## 第7条（運営委員会の開催・定足数及び議事）

- ①本運営委員会は、原則として月1回開催し、都度議事録を作成し、事務局にて保管す

る。

②本運営委員会は、運営委員長及び日本人学校校長が招集する。委員の3分の1以上から請求があったときは、臨時に開催しなければならない。本運営委員会は、5分の3以上の委員の出席をもって成立するものとする。

③本運営委員会では、必要に応じて、運営委員会外の者に出席を求めることができる。

④本運営委員会にて決議を必要とするときは、決議事項を運営委員会で十分に討議した上で、運営委員の過半数の賛成により行うものとする。

#### 第8条（運営委員の任期）

① 運営委員の任期は毎年4月1日からの1か年とし、再任を妨げない。

② 運営委員の退任によって、臨時就任した委員の任期は、前任者の在任期とする。

③ 前②項の規定にかかわらず、運営委員は任期満了後、後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

#### 第9条（その他）

本規則は、2014年4月1日から施行される。本規則に定めのない事項に関しては、都度本運営委員会にて協議の上で定めるものとする。

2014年4月 1日新規制定

2015年4月 27日改定

#### 参考事項；在ミャンマー国日本大使館文書

1. 海外の子女教育は、国の主権が及ばないため、日本政府が直接教育を行うことはできず、現地在留邦人の自助努力が基本。

2. 他方、日本政府は憲法の定める教育の機会均等、義務教育無償の精神にそって、教科書の無償給与や日本人学校等施設への支援などの施策を講じている。

3. 支援を受けるためには学校を設立し政府から認定を受ける必要がある。日本人学校の設立には、現地在留邦人社会の総意として設立が望まれていることが前提条件となっており、一般的に現地在留邦人が多く加盟している日本人会が設置主体となっている。

4. 設立を受けた日本人学校の運営は、日本人会や進出企業の代表者、学校長、在外公館職員、保護者などからなる学校運営委員会によって行われ、運営経費は授業料の保護者負担金、日本人会、企業寄付金、政府援助等によってまかなわれている。

5. 日本人学校は現地在留邦人の自助努力で設置、運営されており、その管理運営責任は、物理的、人的管理、教育課程管理を含めて、学校運営委員会が負う。

6. 日本人学校は国の主権の及ばない教育施設であり、日本の学校教育法に規定された学校とは認められていない。所在国における法的位置づけは所在国の法令、判断による。

以 上